

昭和二十三年厚生省令第六号

人口動態調査令施行細則

人口動態調査令施行細則を次のように改正する。

第一条 市町村長は、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の届出（死亡及び死産については官庁又は公署の報告を含む。以下同じ。）を受けたときは（他の市町村長が受理した届書を戸籍簿記載のため送付して来た場合を除く。）、これに基づき、すみやかに人口動態調査票を作成しなければならない。

前項の届出には、航海中の出生、死亡及び死産について航海日誌の謄本による場合及び外国にある日本人がその国の方式に従って作らせた届出事件に関する証書の謄本による場合を含む。

第二条 市町村長は、人口動態調査票を作成したときは、遅滞なくこれに人口動態調査票市町村送付票（以下「市町村送付票」という。）を添え、保健所の所管区域によつて、当該保健所長に送付しなければならない。

第三条 保健所長は、毎月、市町村長から送付された人口動態調査票のうち、前月中の出生、死亡及び死産であつてその月の十四日までに届出があつたものに係る分（前々月以前の出生、死亡及び死産であつて前月の十五日からその月の十四日までの間に届出があつたものに係る分を含む。）並びに前月中に届出があつた婚姻及び離婚に係る分をとりまとめ、これに人口動態調査票保健所送付票（以下「保健所送付票」という。）を添えて、その月の二十五日までに都道府県知事に送付しなければならない。ただし、保健所を設置する市の保健所にあつては、市長を経由しなければならない。

第四条 都道府県知事は、保健所長から人口動態調査票の送付を受けたときは、これに人口動態調査票都道府県送付票（以下「都道府県送付票」という。）を添えて、送付を受けた日の属する月の翌月五日までに厚生労働大臣に送付しなければならない。

第五条 削除

第六条 出生票、死亡票、死産票、婚姻票、離婚票、出生小票、死亡小票、市町村送付票、保健所送付票及び都道府県送付票の様式は様式第一号から様式第十号までによる。

第七条 削除

第八条 人口動態調査票に記入すべき市町村符号及び保健所符号は、厚生労働大臣の定めるところによるものとする。

第九条 厚生労働大臣は、離島その他の地域で交通不便のため所定の期限までに人口動態調査票の送付が困難なものについては、別に期限を定めることができる。

第十条 第一条第一項及び第二条から第四条までの規定による人口動態調査票及び市町村送付票、保健所送付票又は都道府県送付票（以下「調査票等」という。）の作成は、それぞれ第六条の規定に基づく様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）で明確に判別できるように記録する方法により行う。

前項の規定により作成された調査票等の送付は、厚生労働省の使用に係る電子計算機と送付をしようとする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う。

前項の規定により電子情報処理組織を使用して送付をする場合は、同項の電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたとき（保健所を設置する市にあつては、当該記録につき市長の確認を受けたとき）に調査票等が保健所長、都道府県知事又は厚生労働大臣に到達したものとみなす。

第一項の規定による作成又は第二項の規定による送付をすることができない場合には、調査票等の書面又はその情報を記録した電磁的記録媒体（第六条の規定に基づく様式第一号から様式第五号まで及び様式第八号、様式第九号又は様式第十号の各欄に記載すべき事項を当該様式に準ずる様式により厚生労働省の使用に係る電子計算機で明確に判別できるように記録した物で、これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）の作成又は送付をもつて代えることができる。

第十条の二 前条第二項の規定により送付をしようとする者は、同項の入出力装置（当該送付をしようとする者の使用に係るものに限る。）から入力しなければならない。

第十条の三 第十条第二項の規定により送付をしようとする者は、あらかじめ、当該市町村名、保健所名又は都道府県名その他必要な事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

厚生労働大臣は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした者に送付者コードを付与するものとする。

第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は送付者コードの使用を廃止するときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

第十条の四 第十条第四項の規定により送付する電磁的記録媒体には、次に掲げる事項を記録した書面を貼り付けなければならない。

- 一 人口動態調査である旨及び人口動態調査票の種別
- 二 送付年月日
- 三 都道府県名、保健所名又は市町村名

第十一条 厚生労働大臣は、人口動態調査の実施に当たり、当該職員をして、市町村、保健所及び都道府県の担当者に対し、調査票等の作成及び審査の基準並びに提出方法について、周知を図るものとする。

第十二条 削除

第十三条 厚生労働大臣の保存する人口動態調査票の保存期間は調査を実施した年の翌年一月一日から一年とし、人口動態調査票及び結果原表を収録した磁気媒体の保存期間は永年とする。

第十四条 特別区においては、この省令中「市町村」とあり、及び「保健所を設置する市」とあるのは「特別区」と、「市町村長」とあり、及び「市長」とあるのは「区長」と読み替えるものとする。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市においては、この省令中「市町村」とあるのは「区又は総合区」と、「市町村長」とあるのは「区長又は総合区長」と読み替えるものとする。

附 則

第十五条 この省令は昭和二十三年一月一日から、これを適用する。

附 則（昭和二十四年一月二九日厚生省令第四三号）

この省令は、昭和二十五年一月一日から施行する。

附 則（昭和二十七年七月一日厚生省令第二六号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和二十七年一月二九日厚生省令第五三号） 抄

- 1 この省令は、昭和二十八年一月一日から施行する。

附 則（昭和三十一年九月二二日厚生省令第四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四二年八月二三日厚生省令第二八号） 抄

- 1 この省令は、昭和四十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和四三年一二月二八日厚生省令第五六号）

この省令は、昭和四十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和四五年五月一四日厚生省令第一九号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四六年一二月一日厚生省令第四三号）

この省令は、昭和四十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和四九年一〇月二六日厚生省令第四四号）

この省令は、昭和五十年一月一日から施行する。

附 則（昭和五二年一〇月二八日厚生省令第四七号）

この省令は、昭和五十三年一月一日から施行する。

附 則（昭和五三年一一月一日厚生省令第六九号）

この省令は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則（昭和五六年一〇月一日厚生省令第六二号）

この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則（昭和五八年一月二二日厚生省令第一号）

この省令は、昭和五十八年一月二十三日から施行する。

附 則（昭和六一年一〇月一五日厚生省令第五一号）

この省令は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附 則（昭和六三年一〇月二八日厚生省令第六〇号）

この省令は、昭和六十四年一月一日から施行する。

附 則（平成元年三月二四日厚生省令第一〇号） 抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則（平成三年五月三一日厚生省令第三二号）

この省令は、平成四年一月一日から施行する。

附 則（平成六年一〇月二一日厚生省令第七〇号）

この省令は、平成七年一月一日から施行する。

附 則（平成八年九月六日厚生省令第五四号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、平成八年九月二十六日から施行する。

附 則（平成一〇年一〇月一日厚生省令第八二号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一二年三月一六日厚生省令第二八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一二七号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一四年二月二二日厚生労働省令第一四号）

- 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成一四年四月三〇日厚生労働省令第六六号）

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一二月九日厚生労働省令第一五七号）

この省令は、平成十五年一月一日から施行する。

附 則（平成一五年一二月二四日厚生労働省令第一七六号）

この省令は、平成十六年二月一日から施行する。

附 則（平成一六年三月三〇日厚生労働省令第六四号）

- 1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二一年三月一九日厚生労働省令第四一号） 抄

- 1 この省令は、統計法の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の人口動態調査令施行細則様式第一号から様式第五号まで、菓子工業生産動態統計調査規則第一号様式、第二号様式若しくは第四号様式から第六号様式まで、毎月勤労統計調査規則様式第一号から様式第五号まで又は賃金構造基本統計調査規則様式第一号若しくは様式第二号の調査票は、それぞれこの省令による改正後の人口動態調査令施行細則様式第一号から様式第五号まで、菓子工業生産動態統計調査規則第一号様式、第二号様式若しくは第四号様式から第六号様式まで、毎月勤労統計調査規則様式第一号から様式第五号まで又は賃金構造基本統計調査規則様式第一号若しくは様式第二号の調査票とみなす。

附 則（平成二六年六月三〇日厚生労働省令第七三号）

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二十七年一月九日厚生労働省令第一六八号）

(施行期日)

- 1 この省令は、地方自治法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十二号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。
(人口動態調査令施行細則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この省令の施行の際現にある第二条の規定による改正前の人口動態調査令施行細則様式第一号から第五号までの様式は、第二条の規定による改正後の人口動態調査令施行細則様式第一号から第五号までの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成二十九年一月二日厚生労働省令第一〇五号）

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の人口動態調査令施行細則様式第一号から第五号までの様式は、この省令による改正後の人口動態調査令施行細則様式第一号から第五号までの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成三〇年三月二日厚生労働省令第三〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

(様式に関する経過措置)

第五条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成三〇年一月一日厚生労働省令第一二〇号）

(施行期日)

- 1 この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の人口動態調査令施行細則様式第一号から第十号までの様式は、この省令による改正後の人口動態調査令施行細則様式第一号から第十号までの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

様式第一号（第六条関係）

様式第1号（第6条関係）

数字記入例 0123456789		人口動態調査出生票 1		(和暦) 年 月 日 市区町村受付		統計法に基づく 基幹統計調査	
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所		事件簿番号		(和暦) 年 月 日 保健所受付	
(1) 子の氏名 父母との続柄 男 女 別		氏名		1 男 2 女		(2) 生まれたとき	
(3) 生まれたところ		(4) 子の住所		市 町 村		指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方	
(5) 父母の氏名 生年月日		父		母		(6) 父母の国籍	
(7) 同居を始めたとき		(8) 子が生まれたときの世帯の主な仕事		(9) 子が生まれたときの父母の職業		(10) 子が生まれたときの施設の種類	
(11) 体重及び身長		(12) 単胎・多胎の別		(13) 妊娠週数		(14) この母の出産した子の数	
(15) 出生に立ち会った者		死産票第 号		確認		備考	

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

様式第二号（第六条関係）

様式第2号（第6条関係）

数字記入例 0123456789		人口動態調査死亡票 2		(和暦) 年 月 日 市区町村受付		統計法に基づく 基幹統計調査	
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所		事件簿番号		(和暦) 年 月 日 保健所受付	
(1) 氏 名		(3) 生 年 月 日		(4) 死 亡 し た と き			
		和暦 年 月 日 午前午後 時 分		和暦 年 月 日 午前午後 時 分			
(2) 男 女 別		(6) 死 亡 し た 人 の 住 所		(5) 死 亡 し た 人 の 住 所			
1男 2女		日本 外国 不詳		指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方			
(5) 死 亡 し た 人 の 住 所		市区町村符号		保健所符号			
1日本 2日本外		市区町村符号		保健所符号			
(7) 死亡した人の国籍		(8)(9) 死亡した人の夫または妻		1いる いない(未婚 死別 離別) 5不詳			
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 不詳		1 満 歳		2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 不詳			
(10) 死亡したときの世帯の主な仕事		(11) 死亡したときの職業・産業		(12)(13) 死亡したところの種別			
1 農業 2 自営 3 勤 4 勤 5 その他 6 無職		1 農業 2 自営 3 勤 4 勤 5 その他 6 無職		1 病院 2 診療所 3 介護施設 4 助産所 5 その他 6 自宅 7 その他			
原死因符号		外因の状況		発生したところ符号		母側符号	
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 不詳		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 不詳		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 不詳		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 不詳	
(14) 死亡の原因		手術		解剖		発病(発症)又は受傷から死亡までの期間	
I 直接死		1 無 2 有		1 無 2 有		主要所見	
II 間接死		部位及び主要所見		手術年月日		(和暦) 年 月 日	
I 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 不詳		手術年月日		(和暦) 年 月 日		主要所見	
(15) 死因の種類		(16) 外因死の追加事項		(17) 出生時体重		単胎・多胎の別	
1 病死・自然死 2 交通事故 3 転倒 4 溺水 5 火災 6 窒息 7 中毒 8 その他 9 自殺 10 他殺 11 不詳		(和暦) 年 月 日 午前午後 時 分		1 無 2 有		1 単胎 2 多胎	
1 病死・自然死 2 交通事故 3 転倒 4 溺水 5 火災 6 窒息 7 中毒 8 その他 9 自殺 10 他殺 11 不詳		1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他		1 無 2 有		1 単胎 2 多胎	
1 住居 2 工場及び建築現場 3 道路 4 その他		都道府県 市 区町村		母の生年月日		妊娠週数	
手段及び状況		都道府県 市 区町村		(和暦) 年 月 日		1 満 週	
手段及び状況		都道府県 市 区町村		前回の妊娠の結果		出生児 妊娠週22週以後の死産児	
手段及び状況		都道府県 市 区町村		前回の妊娠の結果		出生児 妊娠週22週以後の死産児	
(19) 施設の所在地又は医師の住所及び氏名		住所		確認		備考	
氏名		丁目 番 号		確認		備考	

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

様式第3号 (第6条関係)

数字記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		人口動態調査死産票 3		(和暦) 年 月 日 市区町村受付		統計法に基づく 基幹統計調査	
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所		事件簿番号		(和暦) 年 月 日 保健所受付	
(1) 父母の国籍		(2) 父母の氏名 及び 年 齢		父		母	
父		母		満 歳		満 歳	
(3) 死産児の男女別及び嫡出子か否かの別		(4) 死産があったとき		和暦 年 月 日 午前 午後 時		満 歳	
(5) 死産あったときの母の住所		指定都市の町、字、丁目、番地、番号、アパート・マンション、様方		市区町村符号		保健所符号	
(6) 死産があったときの世帯の主な仕事		(7) 死産があったときの父 母 の 職 業		(8) この母の出産した子の数		出生子 人	
(9) 妊 娠 週 数		(10) 死産児の体重及び身長		(11) 胎児死亡の時期 (妊娠満22週以後の自然死産)		1分娩前 2分娩中 3不詳	
(12) 死産があったところの種別		(13) 単胎・多胎の別		(14) 死産の自然人工別		1自然 2法による人工死産 3法によらない人工死産 4不明	
(15) 胎 児 の 側		母 の 側		I		II	
(ア) 直又接は原因理由		(イ) アの原因理由		(ウ) イの原因理由		(エ) ウの原因理由	
母体保護法による場合		母体保護法によらない場合		疾患名又は理由		疾患名又は理由	
(16) 胎児手術の有無		(17) 死胎解剖の有無		(18) 死産に立ち会った者		1医師 2助産師 3その他	
双子以上の場合には他の子の事件簿番号		出生票第 号		死産票第 号		確認 欄	

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

様式第四号（第六条関係）

様式第4号（第6条関係）

数字記入例 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9		人口動態調査婚姻票 4		(和暦) 年 月 日 市区町村受付		統計法に基づく 基幹統計調査
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所		(和暦) 年 月 日 保健所受付		
市区町村 受 付 月		(1) 氏名及び 生 年 月		和暦 年 月		照会
(2) 夫 の 住 所		日本 外国 都道府県 市、郡、特別区 町、村、指定都市の区又は総合区(指定都市の町、字、丁目以下は記入しないでください)				
(3) 国 籍		夫 1日本 2韓国 3中国 4フィリピン 5タイ 6米国 7英国 8ブラジル 9その他 10その他 11不詳		(4) 婚姻後の 夫婦の氏		(5) 同居を 始めたとき
		妻 1日本 2韓国 3中国 4フィリピン 5タイ 6米国 7英国 8ブラジル 9その他 10その他 11不詳		1夫の氏 2妻の氏		和暦 年 月
(6) 初婚・再婚の別		夫 1初婚 2死別 3離別 再婚 和暦 年 月		妻 1初婚 2死別 3離別 再婚 和暦 年 月		
(7) 同居を始める前の夫妻のそれ ぞれの世帯の主な仕事		夫 1農業 2自営 3勤 4勤 5その他 6無職		妻 1農業 2自営 3勤 4勤 5その他 6無職		(8) 同居を始める前の 夫 妻 の 職 業
確認		備考				

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

様式第五号（第六条関係）

様式第5号（第6条関係）

数字記入例 0123456789		人口動態調査離婚票 5		(和暦) 年 月 日 市区町村受付		統計法に基づく 基幹統計調査 政府統計	
市区町村符号及び保健所符号		支所 保健所	事件簿番号	(和暦) 年 月 日 保健所受付			照会
市区町村 受付月	月	(1) 夫 氏名及び 生年月	和暦 年 月	妻	和暦 年 月		
(2) 国 夫 妻	1日本 2韓国 3中国 4台湾 5タイ 6米国 7英国 8フランス 9ペルー 10その他	1不詳	(3)(4) 離婚の 種別	協議 調停 審判 和解 審判 判決 調停・審判・和解・ 請求の認定又は判決の年月 年 月	(5) 夫が離婚を行う子 未成年の子の数	(6) (7) 同居の 期間	同居を始めたとき 和暦 年 月 別居したとき 和暦 年 月
(8) 別居する 前の住所	日本 外国 1居市出地区と 同じ村 2居市出 地区以外 3 の村	都道府県	市、郡、特別区	町、村、指定都市の区又は総合区（指定都市の町、字、丁目以下は記入しないでください）			
(9) 別居する前の 世帯の主な仕事	1専業主婦 2自営業 3勤労 4勤労 5その他 6無職	(10) 別居する前の 夫妻の職業	夫 妻				
確認	備考						

この調査は、統計法に基づく基幹統計を作成するために行う調査です。

この調査の対象となっている市区町村長には統計法に基づく報告の義務があり、報告の拒否や虚偽報告については罰則があります。

様式第六号（第六条関係）

様式第 6 号（第 6 条関係）

人口動態調査出生小票

(和暦) 年 月 日 市区町村受付

市区町村符号及び保健所符号

事件簿番号

(和暦) 年 月 日 保健所受付

(1) 子の氏名 父母との続柄 男 女 別	氏名	1 出生子 2 出生でない子 ☐ ☐	1 男 2 女 ☐ ☐	(2) 生まれたとき	(和暦) 年 月 日 午前 午後
(3) 生まれたところ 1 日本 2 日本外 ☐ ☐	(4) 子の住所				
(5) 父母の氏名 生 年 月 日	父 (和暦) 年 月 日	母 (和暦) 年 月 日	(6) 父母の国籍	父 1 日本 2 韓国 3 中国 4 フランス 5 タイ 6 米国 7 英国 8 ブラジル 9 ペルー 10 その他 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	母 1 日本 2 韓国 3 中国 4 フランス 5 タイ 6 米国 7 英国 8 ブラジル 9 ペルー 10 その他 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐
(7) 同居を始めたとき	(和暦) 年 月	(8) 子が生まれたときの世帯の主な仕事 1 農家 2 自営業 3 勤労 4 勤労 5 その他 6 無職 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	(9) 子が生まれたときの父母の職業 父 母 ☐ ☐ ☐ ☐	(10) 子が生まれたところ 1 病院 2 助産所 3 助産所 4 自宅 5 その他 ☐ ☐ ☐ ☐ ☐	施設の名称
(11) 体重及び身長	不詳 ☐ g	不詳 ☐ cm	(12) 単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎 ☐ ☐	(子中第 子)	
(13) 妊娠週数	満 週 日	双子以上の場合は他の子の事件簿番号	備考		
(14) この母の出産した子の数	出生子 55 胎死 22 産死 1 産死 2 人 胎	出生票第 号	確認	欄	
(15) 出生に立ち会った者	1 医師 2 助産師 3 その他 ☐ ☐ ☐	死産票第 号			

様式第7号 (第6条関係)

人口動態調査死亡小票

様式第7号（第6条関係）		人口動態調査死亡小票		(和暦) 年 月 日 市区町村受付	
市区町村符号及び保健所符号		事件簿番号		(和暦) 年 月 日 保健所受付	
(1) 氏 名		(3) 生 年 月 日 (和暦) 年 月 日 午前 時 分		(4) 死 亡 し た と き (和暦) 年 月 日 午前 時 分	
(2) 男 女 別 1 男 2 女 死亡した人の住所 1 日本 2 日本外		(5) 死亡した人の住所 1 日本 2 日本外		(6) 死亡した人の住所 1 日本 2 日本外	
(7) 死亡した人の国籍 1 日本 2 韓国 3 中国 4 フリギヤ 5 タイ 6 米 7 英国 8 フランス 9 ドイツ 10 その他 11 不詳					
(8)(9) 死亡した人の夫または妻 1 いる 満 歳 2 いない (未婚 死別 離別) 5 不詳					
(10) 死亡したときの世帯の主な仕事 1 農家 2 自営 3 勤 4 勤 5 その他 6 無職 7 職 業 8 産 業 9 職 業 10 産 業 11 職 業 12 産 業 13 職 業 14 産 業 15 職 業 16 産 業 17 職 業 18 産 業 19 職 業 20 産 業 21 職 業 22 産 業 23 職 業 24 産 業 25 職 業 26 産 業 27 職 業 28 産 業 29 職 業 30 産 業 31 職 業 32 産 業 33 職 業 34 産 業 35 職 業 36 産 業 37 職 業 38 産 業 39 職 業 40 産 業 41 職 業 42 産 業 43 職 業 44 産 業 45 職 業 46 産 業 47 職 業 48 産 業 49 職 業 50 産 業 51 職 業 52 産 業 53 職 業 54 産 業 55 職 業 56 産 業 57 職 業 58 産 業 59 職 業 60 産 業 61 職 業 62 産 業 63 職 業 64 産 業 65 職 業 66 産 業 67 職 業 68 産 業 69 職 業 70 産 業 71 職 業 72 産 業 73 職 業 74 産 業 75 職 業 76 産 業 77 職 業 78 産 業 79 職 業 80 産 業 81 職 業 82 産 業 83 職 業 84 産 業 85 職 業 86 産 業 87 職 業 88 産 業 89 職 業 90 産 業 91 職 業 92 産 業 93 職 業 94 産 業 95 職 業 96 産 業 97 職 業 98 産 業 99 職 業 100 産 業 101 職 業 102 産 業 103 職 業 104 産 業 105 職 業 106 産 業 107 職 業 108 産 業 109 職 業 110 産 業 111 職 業 112 産 業 113 職 業 114 産 業 115 職 業 116 産 業 117 職 業 118 産 業 119 職 業 120 産 業 121 職 業 122 産 業 123 職 業 124 産 業 125 職 業 126 産 業 127 職 業 128 産 業 129 職 業 130 産 業 131 職 業 132 産 業 133 職 業 134 産 業 135 職 業 136 産 業 137 職 業 138 産 業 139 職 業 140 産 業 141 職 業 142 産 業 143 職 業 144 産 業 145 職 業 146 産 業 147 職 業 148 産 業 149 職 業 150 産 業 151 職 業 152 産 業 153 職 業 154 産 業 155 職 業 156 産 業 157 職 業 158 産 業 159 職 業 160 産 業 161 職 業 162 産 業 163 職 業 164 産 業 165 職 業 166 産 業 167 職 業 168 産 業 169 職 業 170 産 業 171 職 業 172 産 業 173 職 業 174 産 業 175 職 業 176 産 業 177 職 業 178 産 業 179 職 業 180 産 業 181 職 業 182 産 業 183 職 業 184 産 業 185 職 業 186 産 業 187 職 業 188 産 業 189 職 業 190 産 業 191 職 業 192 産 業 193 職 業 194 産 業 195 職 業 196 産 業 197 職 業 198 産 業 199 職 業 200 産 業 201 職 業 202 産 業 203 職 業 204 産 業 205 職 業 206 産 業 207 職 業 208 産 業 209 職 業 210 産 業 211 職 業 212 産 業 213 職 業 214 産 業 215 職 業 216 産 業 217 職 業 218 産 業 219 職 業 220 産 業 221 職 業 222 産 業 223 職 業 224 産 業 225 職 業 226 産 業 227 職 業 228 産 業 229 職 業 230 産 業 231 職 業 232 産 業 233 職 業 234 産 業 235 職 業 236 産 業 237 職 業 238 産 業 239 職 業 240 産 業 241 職 業 242 産 業 243 職 業 244 産 業 245 職 業 246 産 業 247 職 業 248 産 業 249 職 業 250 産 業 251 職 業 252 産 業 253 職 業 254 産 業 255 職 業 256 産 業 257 職 業 258 産 業 259 職 業 260 産 業 261 職 業 262 産 業 263 職 業 264 産 業 265 職 業 266 産 業 267 職 業 268 産 業 269 職 業 270 産 業 271 職 業 272 産 業 273 職 業 274 産 業 275 職 業 276 産 業 277 職 業 278 産 業 279 職 業 280 産 業 281 職 業 282 産 業 283 職 業 284 産 業 285 職 業 286 産 業 287 職 業 288 産 業 289 職 業 290 産 業 291 職 業 292 産 業 293 職 業 294 産 業 295 職 業 296 産 業 297 職 業 298 産 業 299 職 業 300 産 業 301 職 業 302 産 業 303 職 業 304 産 業 305 職 業 306 産 業 307 職 業 308 産 業 309 職 業 310 産 業 311 職 業 312 産 業 313 職 業 314 産 業 315 職 業 316 産 業 317 職 業 318 産 業 319 職 業 320 産 業 321 職 業 322 産 業 323 職 業 324 産 業 325 職 業 326 産 業 327 職 業 328 産 業 329 職 業 330 産 業 331 職 業 332 産 業 333 職 業 334 産 業 335 職 業 336 産 業 337 職 業 338 産 業 339 職 業 340 産 業 341 職 業 342 産 業 343 職 業 344 産 業 345 職 業 346 産 業 347 職 業 348 産 業 349 職 業 350 産 業 351 職 業 352 産 業 353 職 業 354 産 業 355 職 業 356 産 業 357 職 業 358 産 業 359 職 業 360 産 業 361 職 業 362 産 業 363 職 業 364 産 業 365 職 業 366 産 業 367 職 業 368 産 業 369 職 業 370 産 業 371 職 業 372 産 業 373 職 業 374 産 業 375 職 業 376 産 業 377 職 業 378 産 業 379 職 業 380 産 業 381 職 業 382 産 業 383 職 業 384 産 業 385 職 業 386 産 業 387 職 業 388 産 業 389 職 業 390 産 業 391 職 業 392 産 業 393 職 業 394 産 業 395 職 業 396 産 業 397 職 業 398 産 業 399 職 業 400 産 業 401 職 業 402 産 業 403 職 業 404 産 業 405 職 業 406 産 業 407 職 業 408 産 業 409 職 業 410 産 業 411 職 業 412 産 業 413 職 業 414 産 業 415 職 業 416 産 業 417 職 業 418 産 業 419 職 業 420 産 業 421 職 業 422 産 業 423 職 業 424 産 業 425 職 業 426 産 業 427 職 業 428 産 業 429 職 業 430 産 業 431 職 業 432 産 業 433 職 業 434 産 業 435 職 業 436 産 業 437 職 業 438 産 業 439 職 業 440 産 業 441 職 業 442 産 業 443 職 業 444 産 業 445					

様式第 8 号（第 6 条関係）

人 口 動 態 調 査 票 市 町 村 送 付 票

(和 暦) 年 第 号) 送 付 年 月 日 (和 暦) 年 月 日
都 道 郡 市 区 町 村
府 県 支 庁 長

	調 査 票 枚 数	事 件 簿 番 号	備 考
出 生 票		第 号から 第 まで	
婚 姻 票		第 号から 第 まで	
離 婚 票		第 号から 第 まで	
死 亡 票		第 号から 第 まで	
死 産 票		第 号から 第 まで	

注 意 1. 送付するものがない調査票の枚数欄は、「－」を記入すること。
2. 事件簿番号に欠番のある場合は、その理由を備考欄に記入すること。

様式第9号（第6条関係）

人口動態調査票保健所送付票（^{和暦} 年 月分）

保 健 所 符 号				都 道 府 県		保健所長	
市区町村符号	出 生	婚 姻	離 婚	死 亡	死 産	計	備 考
計							

様式第10号（第6条関係）

人口動態調査票都道府県送付票（^{和暦}年 月分）
（枚の内）

都 道
府 県
知 事

保 健 所 名	出 生	婚 姻	離 婚	死 亡	死 産	計	備 考
計							